

議第38号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例の制定について

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京都市長 門川大作

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中

3,500	500
2,100	290
210	29
21	3
12	2
1,700	250
4,100	590

を

3,800	470
2,200	270
220	27
22	3
13	2
1,800	230
4,400	540

に改め、同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

86	12	を	92	11	に改める。
120	18		130	16	
180	26		200	24	
250	35		260	33	
370	53		400	49	
490	70		530	65	
860	120		920	110	
1,200	180		1,300	160	
2,000	280		2,100	260	
1,200	180		1,300	160	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市里道管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有に係る占有料について適用する。ただし、占有期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占有に係る占有料については、なお従前の例による。

(令和3年度前から継続して占有している物件に係る占有料の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前の京都市里道管理条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けている占有物件について、改正後の条例の規定により算定した令和3年度の占有料の額が、改正前の条例の規

定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

提案理由

里道の占用料の適正化を図る必要があるので提案する。